



税務署長殿

納 税 の 猶 予 申 請 書 (台 湾 用)

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第__条の規定により、下記のとおり納税の猶予を申請します。

申請年月日	年 月 日	相互協議申立て 年月日	年 月 日	※局特別整理 部門整理欄	処 理 年月日	年 月 日	対象税額通知 受領年月日	年 月 日	
申請者	住 所 所在地								
	氏 名 名称				法 人 番 号				
更正 すべき に よ り	年度	税 目	納 期 限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	備 考
				円	円	円	円	円	
						"		"	
							"		"
							"		"
							"		"
							"		"
上記の よう に 納 税 す る 金 額	年度	税 目	納 期 限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	備 考
				円	円	円	円	円	
						"		"	
							"		"
							"		"
							"		"
							"		"
担 保									

※ 相互協議室整理欄	整 理 番 号		局特別整理部門への連絡	要件	・ ・	解決	・ ・	終了等	・ ・
※ 局特別整理部門整理欄	特整整理番号		相互協議室への連絡	回付	・ ・	許可等	・ ・	取消し	・ ・

備考 申請者は太枠内を記入してください。

納税の猶予申請書（台湾用）の記載要領等

- 1 この申請書は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第 36 条《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》（外国居住者等所得相互免除法第 37 条《外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除等》において準用する場合を含みます。）の規定に基づき、個人又は法人（法人税法第 2 条第 8 号に規定する人格のない社団等を含みます。）が、納税の猶予の申請を行うときに使用します（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 33 条第 1 項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》の規定により、外国居住者等所得相互免除法第 37 条の規定が読み替えられる場合を含みます。）。

（注）納税の猶予は、納税の猶予を受けようとする所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額が、租税特別措置法第 66 条の 4 第 1 項《国外関連者との取引に係る課税の特例》若しくは第 68 条の 88 第 1 項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定に基づく課税を受ける国外関連取引（以下「特定国外関連取引」といいます。）又は同法第 40 条の 3 の 3 第 1 項《非居住者の内部取引に係る課税の特例》、第 41 条の 19 の 5 第 1 項《国外所得金額の計算の特例》、第 66 条の 4 の 3 第 1 項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》、第 67 条の 18 第 1 項《国外所得金額の計算の特例》若しくは第 68 条の 107 の 2 第 1 項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》の規定に基づく課税を受ける内部取引（以下「特定内部取引」といいます。）に係るものに限ります。

- 2 納税の猶予の申請に当たっては、申請者（連結法人にあっては、当該連結法人に係る連結親法人。以下同じです。）の納税地の所轄税務署長（国税局長に国税通則法第 43 条第 3 項《国税の徴収の所轄庁》の徴収の引継ぎがされているときは、当該国税局長）に、この申請書 2 部（正本及びその写し）及び 4 に掲げる添付書類 2 部を提出するとともに、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供してください。

- 3 各欄の記載は次によります。

- (1) 納税の猶予申請の根拠条文については、必要な条項を記入してください。
- (2) 「申請者」欄は、納税の猶予を受けようとする申請者の氏名又は名称、住所又は所在地（その納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び納税地並びにその本店又は主たる事務所の所在地）、法人番号及び法人の代表者の住所及び氏名を記載してください。
- (3) 「更正決定により納付すべき国税の額」欄は、相互協議の申立てに係る租税特別措置法第 40 条の 3 の 3 第 22 項第 1 号の更正決定に係る所得税又は同法第 66 条の 4 第 27 項第 1 号の更正決定に係る法人税（連結法人にあっては同法第 68 条の 88 第 28 項第 1 号の更正決定に係る法人税）及び同法第 66 条の 4 第 27 項第 3 号の更正決定に係る地方法人税（連結法人にあっては同法第 68 条の 88 第 28 項第 3 号の更正決定に係る地方法人税）の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその国税の年分、事業年度を記載してください。
- (4) 「上記のうち納税の猶予を受けようとする金額」欄は、(3)の金額のうち納税の猶予を受けようとする所得税又は法人税及び地方法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその国税の年分、事業年度を記載してください。
- (5) 「担保」欄には、納税の猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする国税通則法第 50 条各号《担保の種類》に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。））その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）を記載してください。

- 4 この申請書には次の資料を添付してください。

- (1) 課税上の取扱いに関する申立てを行ったことを証する書類（原則として当該申立ての翻訳資料を添付してください。）
- (2) 納税の猶予を受けようとする所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額が、租税特別措置法 40 条の 3 の 3 第 22 項第 1 号の更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第 66 条の 4 第 27 項第 1 号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額（連結法人にあっては同法第 68 条の 88 第 28 項第 1 号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額）及び同法第 66 条の 4 第 27 項第 3 号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額（連結法人にあっては同法第 68 条の 88 第 28 項第 3 号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額）であることを明らかにする書類
- (3) 納税の猶予に係る所得税又は法人税及び地方法人税が、特定国外関連取引又は特定内部取引に係るものであることを明らかにする書類

- 5 納税の猶予期間中は、納税証明書その 3（未納税額のない証明）を発行することはできません。